

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室
件名	令和5年度アーバンスポーツ活性化事業業務
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和5年7月3日
契約の相手方名	一般社団法人さいたまスポーツコミッション
契約金額	11,378,180円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、子育て世代の親子向け体験イベントの実施のほか、市内小学校等でのスクールキャラバンの実施をするものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、事業目的の理解や事業実績等に加え、アーバンスポーツ界の多岐にわたる競技とのネットワークや学校現場等と連携して事業を実施する能力、参加者に対してスポーツのルールやマナーを効果的に啓発するためのノウハウ、SNSの活用などによりアーバンスポーツを広報・PRする能力が必要となる。</p> <p>本業務の目的を達成するに当たり、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が当該事業者に特定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、一者特命による随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>